

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	高額療養費の支給	
根拠法令・条項	国民健康保険法第57条の2 国民健康保険法施行令第29条の2、第29条の2の2、第29条の3、第29条の4 国民健康保険法施行規則第27条の16、第27条の17、 第27条の17の2、第27条の17の3	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>審査基準は、次に掲げる法令に具体的に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第57条の2 ・国民健康保険法施行令第29条の2、第29条の2の2、第29条の3及び第29条の4 ・国民健康保険法施行規則第27条の16、第27条の17、第27条の17の2及び第27条の17の3 <p>なお、各条項が多数に上るため、本票での記載は割愛するが、堺市ホームページ(国民健康保険のページ)等において、その内容を簡潔に掲載している。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	90日
	標準処理期間を設定できない理由	